

## 役員退職慰労金をめぐる税金と諸問題

先般、某大手電気家電メーカーの役員が退任し、十数億円とも言われる役員退職慰労金が支払われました。そこで今回は役員退職慰労金につき解説します。

### 1. 役員退職慰労金とその手続き

役員退職慰労金とは役員が退職する際に支給される一切の給与をいいます。また役員の報酬は（退職金を含む）は、お手盛りの危険があるため、会社の定款に定めるか、株主総会の決議によらなければならないとされており（商法269条）したがって、株主総会、取締役会で決議した内容は議事録の形で残しておく必要があります（商法260条の4）。

具体的な支給手続としてはまず取締役会を開催し、退任する役員に対して、退職金を支給すべきか否かを協議します。次に株主総会を開催し、役員退職慰労金規程などの内規や慣行が確立している場合は、取締役会へ金額・支払期日・支払方法等の決議を一任しますが、確立していない場合は、株主総会にて金額を提示し決定します。

### 2. 役員退職慰労金の金額の算定方法

次にその役員退職慰労金の金額の算定方法としては一般的な算定基準は通常2通りあります。

#### 功績倍率による方法

役員退職慰労金 =  
退任時の最終報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率  
功績倍率とは、同業種・同規模等の会社と比較して求めたもので、平均値は常勤役員で1.5~2.0倍、社長で2.5~3.0倍となっているようです。

#### 平均法による方法

役員退職慰労金 =  
1年当りの平均退職金 × 役員在任年数  
類似会社の役位別1年当りの平均退職金を参考に計算します。

### 3. 役員退職慰労金をめぐる法人税と所得税

法人税法では「役員退職慰労金」は原則として、具体的に支給が確定した事業年度または支給した事業年度の損金として処理しますが、過大と評価された金額

は、損金に算入できません。また、過大役員退職慰労金として支給した退職慰労金の一部返還があった場合などは、返還のあった事業年度の益金へ算入されます。

また所得税の取扱いは以下のとおりです。退職所得金額は「(収入金額 - 退職所得控除) × 1/2」で計算され、退職所得控除額は、勤続年数に応じて算定します。勤続年数20年以下 = 40万円 × 勤続年数(1年未満でも最低80万円)とされ、勤続年数20年超 = 80万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)とされます。なお、勤続年数の計算上、1年未満の端数が生じた時は1年として計算します。また、退職金を受け取った役員は「退職所得の受給に関する申告書」を会社側に提出する必要があります。提出が無い場合は、20%の税率で所得税が源泉徴収されることとなります。

### 4. 無報酬の役員でも退職慰労金は支給できるのか?

無報酬の名目役員に退職金を支給することは株主利益に反し商法上問題となる可能性があります。役員報酬を支給しないことには、様々な理由があり、単なる名目役員の場合もあれば、ベンチャー企業で資金繰りも苦しく、高い報酬を支払うことが出来ない場合もあります。先輩経営者としてその企業に魅力を感じ経営的支援をしてくれたり、取締役会に出席したり、会社の意思決定時には意見を述べるという形で無報酬ながら支援してくれる方もいます。この場合には無報酬であっても貢献度合から判断し退職金を払うことはおかしくありません。そこで、 による方法によると退職慰労金の金額がゼロとなってしまいますので、この場合には 平均法による方法が望ましいでしょう。(昭和58.5.27 札幌地裁)

### 5. 法人成り以前の在任期間も算定に含まれるのか?

適正な退職金の算定において、原則、役員在任年数には法人成りする以前の個人事業を行っていた期間は通算されません。個人事業時代は従業員として勤務し、法人成り後、法人役員となった場合については、役員となった以後の期間についてのみ役員退職慰労金の対象になります。

(担当: 川津 文武)